

信 用 取 引 基 本 契 約 書

第1条（基本契約）

- 1.お客様（以下「甲」という）が株式会社スコア・ジャパン（以下「乙」という）の提供するサービスを利用する際には全て、乙との間で、信用取引基本契約を締結するものとします。本契約の趣旨として、本書2通を作成し、甲・乙・甲連帯保証人各自記名押印のうえ、甲乙が原本各1通を保管し、甲連帯保証人がその写しを保管するものとします。
- 2.本契約は、信用取引の基本的な内容を定め、同契約及び個別の運送契約等から発生した運賃料金および関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、保険料その他の立替金を含むすべての利用代金（以下「代金」という）の支払等について適用されるものとします。

第2条（利用の開始）

- 1.本契約に同意のうえ、甲は、現金、自動口座振替、口座振込により代金を支払うことができます。
- 2.信用取引については事前に審査させていただき、お断りする場合もございます。

第3条（利用限度額）

- 1.信用取引に関する限度額は、入会時の審査に基づき設定します。また、限度額は実績により枠を変更させていただく場合があります。その際、必要に応じて連帯保証人を求めることができるものとします。
- 2.関税・消費税等の立替金の後払いに関する限度額は、上記審査に基づくものといたします。
- 3.限度額を超えた場合には都度請求をさせていただき、請求日から7営業日を支払期限といたします。
- 4.一度の取引について発生する関税・消費税等の立替額が30万円を超える場合は、信用取引の枠外となります。この場合、乙は甲に対して即時決済を求めることができ、決済が完了するまでは、通関等の処理ができないものとなります。

第4条（請求書の発行）

- 1.前条2項の場合を除き、利用代金については、「新規取引開始申請書」でご指定の締め日から5営業日までに請求書を発送いたします。
- 2.請求書が届かない場合、また内容に誤りがある場合には、締め日から1週間（7日）以内に株式会社スコア・ジャパンへ請求管理部までお問合せください。
- 3.締め日から1週間（7日）を過ぎても甲からの連絡がない場合、乙は請求書が甲のお手元に届いており、請求内容にも同意しているものと理解いたします。

第5条（払込期間と期限切れ等）

- 1.自動口座振替の場合は、指定の日に指定口座より引き落とさせていただきます。（金融機関が休みの場合は翌日に繰越されます。）
- 2.現金および口座振込の場合は「新規取引開始申請書」でご指定の支払日までにお支払い下さい。
- 3.支払日を過ぎた場合、また自動口座振替の際の残高不足のため引落不能の場合、代金支払いの不履行とみなします。
- 4.国際宅配便約款第15条に基づき、お預かりしている貨物に対して留置権行使する場合があります。
- 5.代金支払不履行の場合、適時お支払のご案内をいたしますが、一定期間以降は第14条の規約に基づき法的処理をいたします。
- 6.弁済の費用（振込手数料）は民法485条に定められている通り、甲の負担とします。費用を差し引いてのお振込みは、代金支払いの不履行とみなす場合もございます。

第6条（延滞料金の請求）

- 1.乙は、甲が代金支払を延滞した場合は、甲に事前通知したあと、年14.6%の遅延損害金に加え、手数料を含めた延滞料金を請求できるものといたします。
- 2.督促を要した、書留代金や書類制作費、電話料等すべてを加算して請求できるものとします。

第7条（譲渡禁止）

甲は、乙の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位、債務または個別の運送契約に基づく債務を第三者に譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならないものとします。

第8条（通知義務）

甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対して事前に（ただし、事前に通知できない特段の事情がある場合には事後直ちに）文書にてその旨をご通知下さい。

- (1) 本社の移転
- (2) 商号・重要な組織の変更
- (3) 代表者、取締役等々の変更
- (4) 営業の一部または全部の譲渡
- (5) その他、営業上、経営上の重大な変更

第9条（解約）

甲及び乙は、1ヶ月前までに書面による通知の上、本契約を解約することができるものとします。

第10条（信用取引資格停止）

1.乙は、甲に以下のいずれかの理由が発生した場合、以降の信用取引利用資格を停止するこことが出来ます。

- ① 理由の如何にかかわらず一度でも期限をこえて支払がなされた場合
 - ② 運送の利用により発生した債務を第三者に転売または移動した場合
 - ③ 第8条の通知がなく、電話番号やメール等での連絡が取れなくなった場合
- 2.上記1号の規定に基づき信用取引利用資格を停止されたとしても、前払い現金決済での利用は可能です。
- 3.乙は本契約に定める事前告知の手続を経ることにより、乙との信用取引資格取消により甲に生じた損害については、理由の如何を問わず一切責任を負わないものとします。

第11条（解除）

乙は、甲に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、何らの通知、催告を要しないで、基本契約および個別の運送契約の全部または一部を直ちに解除し、それによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 小切手、手形について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けたとき
- (2) 第三者から仮差押、差押、仮処分、租税滞納処分、その他の強制執行等を受けたとき
- (3) 破産、会社更生手続等の開始申し立てを受け、または自らこれらを申し立てたとき
- (4) 営業の廃止、休止、変更または解散したとき、もしくは解散したとみなされたとき
- (5) 基本契約または個別の運送契約上の義務の履行を怠ったとき
- (6) 1回でも支払いを遅延し、催告を受けたにもかかわらず、相当期間を経過してもこれを履行しないとき
- (7) その他取引を継続するに重大な支障が生じたとき
- (8) 第12条に抵触したとき

第12条（反社会的勢力排除条項）

甲及び丙は、自己又は自己の代理人が、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 公正取引委員会が指す物流特殊指定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）に抵触するとき
- (5) その他各号いずれかに該当する可能性があると、乙が判断したとき

第13条（期限の利益喪失）

甲に第10条第1項及び前条第1項各号に該当する事由が生じた場合、本契約及び個別の運送契約上の金銭債務につき、全て、期限の利益を失い、直ちにこれを乙に対して弁済しなければならないものとします。

第14条（損害賠償請求）

甲の支払規約不履行により、乙が損害を被った場合、乙はその一切の賠償を甲に請求できるものとします。

第15条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条（不良顧客情報開示と免責）

1.乙に対する支払いを、甲が期限をこえて1ヶ月以上延滞し、相当数の督促にも応じない場合に限り、それ以上の被害拡大を防ぐため、第三者の信用情報機関にやむなく必要情報を開示する場合があります。また警視庁および警視庁ハイテク犯罪対策センターに書類を提出し必要な報告を行います。

2.すべては大多数の優良なお客様を守るためにやむなき処置であり、第1項により当該顧客に生じる社会的信用の失墜や家宅捜査、収監にともなう不利益に関しては、乙は一切の責任を免れるものといたします。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙は甲と誠実に協議し解決するものといたします。

第18条（規約の有効範囲）

甲は、上記条項をすべて了承したうえで乙との取引を開始したものとみなします。

第19条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

年 月 日

(甲) 本人

住 所

氏 名

(印)

(乙)

東京都江東区亀戸 1-1-13

株 式 会 社 ス コ ア ・ ジ ャ パ ネ

代 表 取 締 役 鈴 木 宏 治



(印)

契約書（信用取引版）契約条項 Ver.3.0(202304)